

平成22年分 確定申告

○申告所得税

○消費税・地方消費税(個人事業者)

納税は 期限内に



申告所得税▶

消費税・
地方消費税▶
(個人事業者)

納期限

平成23年
3/15
(火)

平成23年
3/31
(木)

振替日
振替納税の場合

平成23年
4/22
(金)

平成23年
4/27
(水)

振替納税(口座振替)は
便利で安全な納税方法です。
是非ご利用ください。

* 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。
* 振替納税をご利用の方は事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。

詳しくは国税庁ホームページをご覧下さい

www.nta.go.jp

国税庁

検索





国税の納付手続について

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、納期限までに金融機関又は所轄の税務署で自ら納付していただく必要があります。申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

なお、納期限は、申告書の提出期限と同じ日です。

納付には…

①振替納税が便利です！

申告所得税や個人事業者の消費税・地方消費税は、金融機関の預貯金口座からの引き落としにより納付できる振替納税がご利用になります。振替納税は、一度手続をしていただければ、継続してご利用いただけます。便利で安全な納税方法ですので、是非ご利用ください。

なお、すでに振替納税をご利用の方で、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要になります。

②電子納税のご利用を！

電子納税を利用すると、金融機関の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前にe-Taxの開始届出書を提出し、利用者識別番号の発行を受ける必要があります。

●インターネットバンキング等による電子納税

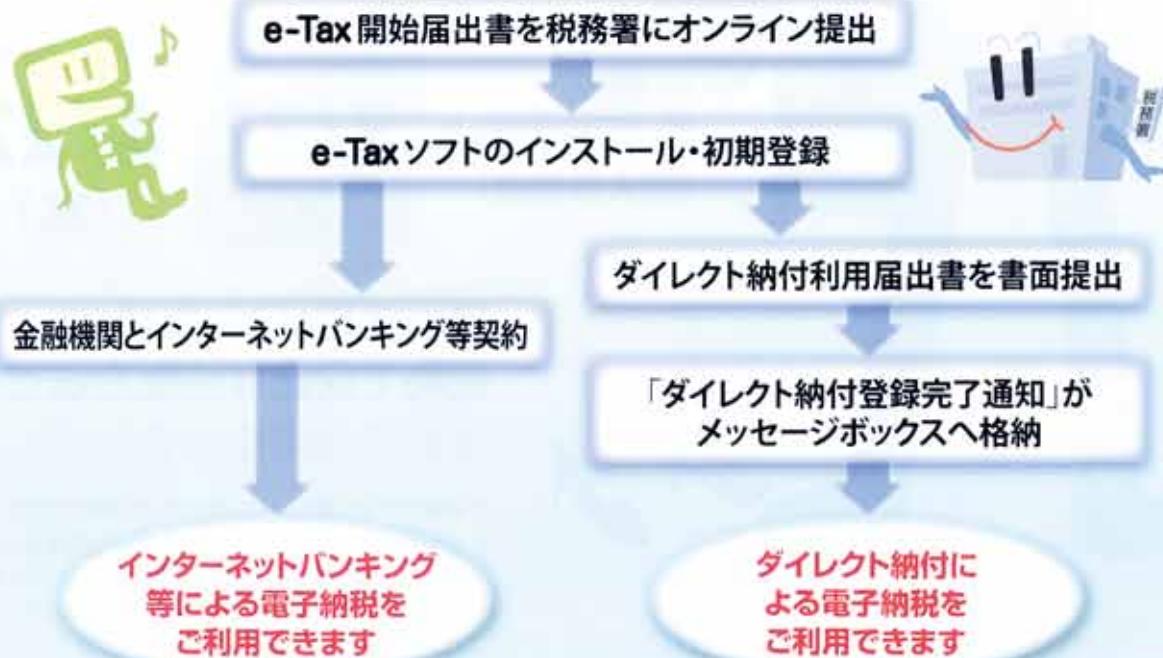
インターネットバンキングやATM(利用可能なものにはペイジーマークを表示)等を利用して国税を納付することができます(ATMを利用する場合を除き、金融機関とインターネットバンキング等に関する契約を行う必要があります。)。

●ダイレクト納付による電子納税

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告を行った後、簡単なクリック操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は納付日を指定して国税を納付することができます。



電子納税の利用手続のご案内



ダイレクト納付ご利用の際の注意事項

ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで1か月程度かかります。このため、確定申告期間中に利用届出書を提出いただいた場合、本年の確定申告に基づく納税にはご利用いただけないことがありますのでご注意ください。

